

B 1 - 7 9

5 年 保 存 (常) (令和8年12月31日まで)

F N . B 1 - 1 0 - 2

鹿 生 企 第 2 3 号

令 和 3 年 2 月 2 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長

担当	銃刀・危険物係	TEL	
----	---------	-----	--

鹿児島県警察における古式銃砲及び刀剣類発見届取扱要領について (通達)

見出しのことについては、「鹿児島県警察における古式銃砲及び刀剣類発見届取扱要領について (通達)」(平成31年4月1日付け鹿生企第173号。以下「旧通達」という。)により運用してきたところであるが、このたび、押印又は署名を必要とする規制の見直しがなされたことから、今後は、別添「銃砲刀剣類発見届取扱要領」により実施することとしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、この通達は令和3年2月2日から施行し、旧通達は令和3年2月1日限り廃止する。

銃砲刀剣類発見届取扱要領

1 目的

この要領は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第23条の規定により銃砲刀剣類を発見して警察署へ届出をした者（以下「発見届出人」という。）のうち、法第14条の規定による登録を受けて引き続き所持することを希望するものに係る警察における取扱手続を定めるものである。

2 発見届の受理

- (1) この要領に基づき、発見届を受理するときは、発見届出人に対し、別記第1号様式（以下「第1号様式」という。）を交付し、第1号様式(1)の「古式銃砲・刀剣類発見届」（以下「発見届」という。）に必要事項を記入の上で、銃砲刀剣類とともに提示を受けること。

発見届出人の記載した事項に誤りのないときは、第1号様式を2か所の切取線に沿って切り離した上、第1号様式(2)の「古式銃砲・刀剣類発見届出済証」及び(3)の「古式銃砲・刀剣類登録通知書」（以下「登録通知書」という。）を切り離すことなく発見届出人に交付し、住所地の所在する都道府県教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところにより当該都道府県の長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた都道府県にあっては担当知事部局。以下同じ。）の実施する銃砲刀剣類登録審査会（以下「審査会」という。）に持参することなど、登録申請に必要な事項を教示すること。

- (2) (1)により発見届を受理したときは、切り離した第1号様式(1)の発見届は、別記第2号様式の刀剣類等管理台紙（以下「台紙」という。）に貼付し、受理警察署において保管すること。

第1号様式(4)の古式銃砲・刀剣類登録希望者通知書は、速やかに生活安全企画課長を経て住所地の所在する都道府県教育委員会に送付すること。

- (3) 発見届出人が審査会に申請し、都道府県教育委員会の登録を受けた後は、都道府県教育委員会から生活安全企画課長に登録通知書が送付されてくることから、通知を受けた生活安全企画課長は、別記第3号様式の「登録刀剣（銃砲）台帳」を整備するとともに、届出を受理した警察署長に登録通知書を送付すること。この場合において、送付を受けた警察署は、発見届とともに整理保管すること。

なお、審査会で登録されなかった銃砲刀剣類については、都道府県教育委員会から生活安全企画課長を通じて発見届受理署にその旨が通知されることから、通知を受けた警察署は、台紙の未登録通知欄に必要事項を記載すること。

3 実施上の留意事項

- (1) 善良な発見届出人の利便を十分考慮し、手続について丁寧な教示するなど、適切な対応に努めること。

なお、第1号様式については、幹部派出所、交番及び駐在所においても備え付けておくこととする。

- (2) 発見届の受付の際は、第1号様式裏面の注意事項を確実に説明すること。
- (3) 発見届は、発見時の状況の分かる責任ある者が発見者に代わって行うことも差し支えない。
- (4) 提示を受けた銃砲刀剣類については、貴重な美術品である場合もあることを念頭に置き、慎重に取り扱うこと。

なお、刃渡り、目くぎ穴又は銘文の確認のためにこしらえ（刀の外装）を外すことが困難な場合、無理にこしらえを外そうとしないこと。

- (5) 登録の希望については、発見届出人の意思を尊重し、登録に該当するか否かの判断等を警察において行うことは避け、都道府県教育委員会に委ねること。
- (6) 必要やむを得ない場合のほか、銃砲刀剣類を警察署において一時預かりすることはしないこと。
- (7) 発見届をした銃砲刀剣類であっても、登録を受けないと他人に譲渡することができず、登録以外の目的で所持した場合は違法となるので、その旨を発見届出人に教示すること。
- (8) 発見届出後に都道府県教育委員会が行う審査会の審査を受けない場合や、審査の結果、登録にならなかったものについては、廃棄又は公立博物館等への寄贈の意思を確認するなどの所要の措置を講じること。
- (9) 県外居住者が、親の遺品整理等により本県内で銃砲刀剣類を発見した場合は、発見届出人の住所地の所在する都道府県教育委員会による登録審査を受けることとなる。この場合であっても、第1号様式(4)の古式銃砲・刀剣類登録希望者通知書は生活安全企画課長を経て送付することとなる。

4 参考事項

- (1) 法第14条に基づき登録を行う鹿児島県教育委員会の担当は
鹿児島県教育庁文化財課指定文化財係
である。
- (2) 記載例は別添のとおりであるので参考とすること。

年 月 日

古式銃砲・刀剣類発見届

警察署 御中

届出人

(発見者との関係)

(1)

発見者 (登録申請者)	住 所	電話番号 - -
	職 業	
	氏 名	年 月 日生 (歳)
発見物件		
発見年月日	年 月 日	
発見場所		
発見の端緒		

割印

切 取 線

古式銃砲・刀剣類発見届出済証

警察署 印

(2)

発見者 (登録申請者)	住 所	電話番号 - -
	職 業	
	氏 名	年 月 日生 (歳)
発見物件		
届出年月日	年 月 日	

住所確認書類：住民票・運転免許証・健康保険被保険者証・その他 ()

※ 裏面の注意事項を確認してください。

年 月 日

古式銃砲・刀剣類登録通知書

公安委員会 殿

知 事
教育委員会

(3)

登録申請者	住 所	電話番号 - -
	氏 名	
登録をした物件		
登録記号番号		

切 取 線

年 月 日

古式銃砲・刀剣類登録希望者通知書

知 事 殿
教育委員会 殿

警察署

(4)

発見者 (登録申請者)	住 所	電話番号 - -
	氏 名	
発見物件		
取扱者	係 階級 氏名	連絡先

登録申請者住所管轄署

警察署

注 意

- 1 表側の(1)の票に必要な事項を記入の上、発見した物件とともに、最寄りの警察署に届け出て下さい。
- 2 「発見場所」とは、例えば押し入れ、土蔵、倉庫の中等の場所を記入して下さい。
- 3 「発見の端緒」とは、例えば引っ越し、大掃除、家屋の改築等の際に発見と記入して下さい。
- 4 発見の状況が分かる責任ある者が発見者に代わって届出をすることも可能です。

注 意

- 1 この票を受領後、速やかに登録申請をしてください。
速やかに登録申請をしなかった場合は、この票があっても、銃砲刀剣類所持等取締法第3条第1項違反(不法所持)となります。
- 2 登録の申請をする際は、この票を登録申請書に添えて差し出して下さい。
- 3 登録を受けないと他人に譲り渡す等のことはできません。
- 4 登録されなかった場合は、所持することができないので警察署に提出して下さい。
- 5 (2)の票と(3)の票とは切り離さないでください。
- 6 この票を亡失又は著しく毀損したときは、速やかに届出をした警察署に申し出て下さい。

上記注意事項を確認しました。 発見者名

刀 劍 類 等 管 理 台 紙

①古式銃砲及び刀劍類発見届 貼付

③古式銃砲及び刀劍類登録通知書貼付

※ 未登録通知欄

通知者	生活安全企画課	氏名					
受理年月日	年	月	日	午	時	分	
受理者	警察署	氏名					

第3号様式（2の(3)関係）

登録刀剣（銃砲）台帳

登録番号 登録月日	住所氏名	登録刀剣（銃砲）の 種類特徴など		備考
第 号 年 月 日		種別		
		長さ		
		銘文 (特徴)		
第 号 年 月 日		種別		
		長さ		
		銘文 (特徴)		
第 号 年 月 日		種別		
		長さ		
		銘文 (特徴)		
第 号 年 月 日		種別		
		長さ		
		銘文 (特徴)		
第 号 年 月 日		種別		
		長さ		
		銘文 (特徴)		
第 号 年 月 日		種別		
		長さ		
		銘文 (特徴)		

別添

届出受理後、青字部分を記入して割印し、2箇所の切取線で3分割の上、(1)は署で保管、(2)と(3)のセットは届出人に交付、(4)は生活安全企画課に送付すること。

〇月〇〇日

※ (1)の枠内及び警察署名は、警察官が代書しても差つかえない。

〇〇 警察署 御中

届出人 〇〇 〇〇 (発見者との関係 長男)

(1)

発見者 (登録申請者)	住所	鹿児島市〇〇3丁目〇番〇号 電話番号 00 - 0000 - 0000
	職業	会社員 (株)〇〇商事
	氏名	〇 〇 〇 〇 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)
発見物件	わきざし (刃渡り約56cm, 目くぎ穴1個, 銘「肥前國住藤原忠廣」等)	
発見年月日	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
発見場所	鹿児島市〇〇3丁目〇番〇号 〇〇〇〇方1階物置内	
発見の端緒	家屋の建て替えのため物置を整理した際に発見しました。	

← こしらを外すことが困難な場合でも「刀剣類」「全長〇〇cm」等、確認可能な範囲で特徴を記載すること。

割印

切取線

古式銃砲・刀剣類発見届出済証

〇〇 警察署 印

(2)

発見者 (登録申請者)	住所	鹿児島市〇〇3丁目〇番〇号 電話番号 00 - 0000 - 0000
	職業	会社員 (株)〇〇商事
	氏名	〇 〇 〇 〇 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)
発見物件	わきざし (刃渡り約56cm, 目くぎ穴1個, 銘「肥前國住藤原忠廣」等)	
届出年月日	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	

住所確認書類：住民票・運転免許証・健康保険被保険者証・その他 ()

※ 裏面の注意事項を確認してください。 ← 必ず確認させ、裏面に記名させること。

↑ (2)の票と(3)の票は切り離すことなく届出人に交付すること。

古式銃砲・刀剣類登録通知書

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇公安委員会 殿

〇〇〇知事
〇〇〇教育委員会

(3)

登録申請者	住所	鹿児島市〇〇3丁目〇番〇号 電話番号 00 - 0000 - 0000
	氏名	〇 〇 〇 〇
登録をした物件	わきざし	
登録記号番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	

↑ 公印は省略可

(3)票は、登録を申請する者の住所地において文化財保護の業務を担当する教育委員会又は知事部局が記載する

(4)の表の宛名については、登録を申請する者の住所地である都道府県において文化財保護の業務を担当するのが、教育委員会又は知事部局のいずれであるのかを確認し、「〇〇〇教育委員会殿」又は「〇〇〇知事殿」と記載すること。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇知事殿
〇〇〇教育委員会殿

〇 〇 警察署

(4)

発見者 (登録申請者)	住所	鹿児島市〇〇3丁目〇番〇号 電話番号 00-0000-0000
	氏名	〇 〇 〇 〇
発見物件	わきざし (刃渡り約56cm, 目くぎ穴1個, 銘「肥前國住藤原忠廣」等)	
取扱者	係 生安 階級 巡查部長 氏名 〇〇〇〇 連絡先0000-0110 内2652	

↑ 公印は省略可

発見者と届出人が異なる場合は、その場で届出人に記名させ、発見者に記名の上、登録申請するよう伝達を依頼すること。

~ (2)の裏面 ~

届出人 〇〇 〇〇

上記注意事項を確認しました。 発見者名

登録申請者住所管轄署

警察署